

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社テクノソレイユ

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \left(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額} \right) \div \text{派遣料金の平均額}$$

対象期間	2023年4月1日～2024年3月31日
派遣労働者の数	31名
派遣先の数	6社
労働者派遣に関する料金額	27,480円/全職種平均日額
派遣労働者の賃金額	17,640円/全職種平均日額
マージン率	35.8%
労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2024年4月1日～2026年3月31日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全職種

マージンとは、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた数値です。

派遣労働者の賃金以外に主に以下の経費が事業運営にかかっています。

社会保険料：雇用保険、厚生年金保険、健康保険、労災保険等

福利厚生費：派遣労働者の有給休暇、健康診断費用等

法定外福利厚生費：各種手当、慶弔見舞金、結婚祝い金等

教育研修費：労働安全衛生関連研修、資格取得支援等

派遣元経費：事務所費用、総務費、通信費、事業運営に必要なシステムの維持費及び人件費等